

新潟市営住宅家賃及び駐車場使用料徴収事務委託について

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項及び新潟市営住宅条例施行規則（平成 9 年 3 月 29 日規則第 22 号）第 33 条の規定に基づき、新潟市営住宅家賃及び駐車場の使用料の徴収事務を次の通り委託したので同法第 243 条の 2 第 2 項及び同施行規則第 35 条の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 1 日

新潟市長 中原 八一

1 指定公金事務取扱者

株式会社 新潟ビルサービス

代表取締役 鈴木 英介

（新潟県新潟市中央区上大川前通 9 番町 1 2 6 2 番地 3）

2 指定公金事務取扱者に収納させる歳入

新潟市営住宅家賃及び駐車場の使用料

3 管理を行わせる期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日